

各関係団体事務局長 様

保健福祉部福祉局施設運営指導課長

平成28年熊本地震の発生に伴う被災地の社会福祉施設等に対する介護職員等の応援派遣の開始等について

このことについて、厚生労働省から別紙のとおり通知がありましたので、御承知願います。

また、厚生労働省から施設職員の派遣可否の照会（2回目）があり、次の対象施設（道立施設及び政令市・中核市が所管する施設を除く）に対し、6月中に被災地の社会福祉施設等への派遣が可能な介護職員等について振興局を通じて報告をお願いしておりますので、お知らせします。

記

1 対象施設

高齢者関係施設、児童・母子関係施設、障害児・者関係施設、生活保護関係施設

2 報告方法及び期限

対象施設において6月中に派遣可能な介護職員等がいる場合は、当該施設から振興局を通じて平成28年5月18日（水）までに報告をお願いしています。

3 留意事項

在宅系の事業所（訪問介護事業所、訪問看護事業所等）から登録いただいた方は、社会福祉施設等（福祉避難所を含む）だけではなく、一般避難所に避難している要介護・支援の高齢者や障がい者等の支援などに携わっていただくこととなる可能性があります。

4 今回の調査後の対応

(1) 派遣決定時の報告

今回の調査で、派遣可能と報告のあった施設（登録施設）に対し、熊本県が派遣調整業務を依頼している熊本県社会福祉協議会等の関係団体から、派遣要請があり、介護職員等を派遣することが決まった場合は、速やかに振興局を通じて報告いただくよう周知します。

(2) 派遣に関する協定

派遣が決まった場合は、派遣に係る活動経費の負担等を明確にするため、道と派遣元施設との間で、派遣に関する協定を締結する予定です。

(3) 介護職員等の派遣に係る費用の取扱い

ア 人件費について

介護職員等の派遣要請を行う被災地の社会福祉施設等が、介護サービス費、自立支援給付又は措置費（運営費）から支払うことを原則とします。金額及び精算方法等については、派遣元施設と派遣要請施設間の協議により決定することとなり、派遣要請施設の当面の負担を軽減するため、派遣元施設が立替払することを原則とします。

イ 旅費及び宿泊費について

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設が北海道を通じて熊本県に請求し、精算することとなり、派遣元施設が立替払することを原則とします。

法人運営グループ 担当：山田  
電話 011-231-4111 内線 25-205  
FAX 011-232-1097

事 務 連 絡

平成 28 年 5 月 2 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管課長 殿  
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局高齢者支援課

平成 28 年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する  
介護職員等の応援派遣の開始について

熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の応援派遣については、平成 28 年 4 月 22 日付け事務連絡「平成 28 年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について」及び「平成 28 年熊本地震による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」等に基づき、各都道府県、指定都市又は中核市より、派遣可能な介護職員等についてご登録をいただいたところですが、今般、4 月 29 日より、被災地の施設の受入ニーズとのマッチングを開始したところです。

具体的な事務については、熊本県からの依頼により熊本県社会福祉協議会に、全国社会福祉協会などの関係団体の協力を得て事務局を設置し、ご登録いただいた介護職員等のリストを元に、順次各施設に連絡を行っています（なお、介護老人保健施設については、全国老人保健施設協会において連絡を行っています。）。

各自治体におかれましては、この間のご協力を改めて感謝申し上げますとともに、本応援派遣に係るスキーム（別紙参照）についてご了知の上、さらなる応援派遣職員のご登録など、必要なご協力をお願いいたします。また、併せて派遣可能な職員をご登録いただいた施設に対する周知にご協力をお願いいたします。

## 介護職員等の応援派遣について

- 被災地域における社会福祉施設の入所者等の生活を確保するため、介護職員等の広域的な派遣体制を構築する。
- 厚生労働省において、他県からの応援派遣可能な介護職員等数の情報を集約するとともに、被災県において、受け入れニーズを把握した上で、全国組織団体の協力を得つつ、マッチングを行う。

